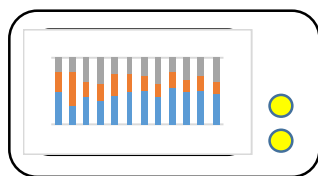
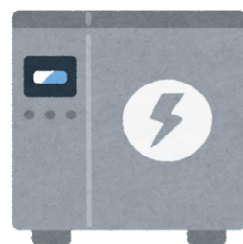
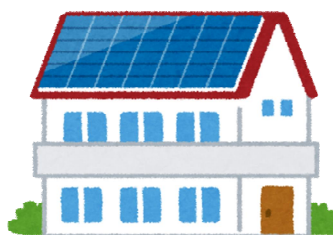


令和7年度 佐野市 ネット・ゼロ・エネルギー・ ハウス化支援補助金

申請の手引き



佐野市では、2050年カーボンニュートラルの達成に向けて、温室効果ガス排出量削減のための取組を推進しています。

佐野市 市民生活部 気候変動対策課

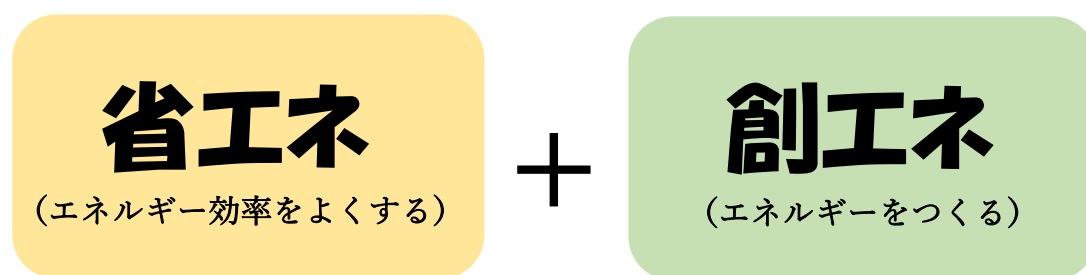
目次

1. Z E Hとは	2
2. 佐野市の Z E H化支援補助金	2
3. 補助制度の概要	3
補助対象事業と補助額	3
補助金の予算額	3
補助対象者	3
補助対象経費	4
申請できる期間	4
補助制度を利用する際の留意事項	4
提出書類	5
4. Z E Hの新築又は購入について	7
5. 太陽光発電設備の設置について	9
6. 蓄電池設備の設置について	10
7. 高断熱窓への改修について	11
8. H E M S の設置について	13
9. 電気自動車等充電設備の設置について	15
10. Q & A	17
11. 佐野市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化 支援補助金交付要綱	21

1. ZEHとは

【Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)】

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のことです。



2. 佐野市のZEH化支援補助金

- ・佐野市では、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを新築し、又は購入すること及び自己が居住する住宅（賃貸住宅及び集合住宅を除く）に省エネルギー性能の向上に資する設備を設置し、又は改修すること）の取組を行った方へ、次ページの6つの補助対象事業に対して、補助金を交付します。
- ・本補助金の交付は、令和7年度末までの実施を予定しています。
なお、状況によって変更になる場合があります。
- ・補助金の受付は予算の範囲内です。補助額が予算額に到達した時点で補助金は終了です。
- ・偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還を求めることがあります。

※本手引書において、「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」を「ZEH」という表記に統一させていただいております。

3. 補助制度の概要

補助対象事業と補助額

補助対象事業	補助額
① Z E Hの新築又は購入	一律40万円
② 太陽光発電設備の設置	総発電容量1kWにつき1万円 (上限9万円)
③ 蓄電池設備の設置	総蓄電容量1kWhにつき2万円 (上限10万円)
④ 高断熱窓への改修	改修に要した費用の3分の1 (上限20万円)
⑤ H E M S の設置	一律1万円
⑥ 電気自動車等充電設備の設置	一律5万円

※補助額は、1,000円未満は切り捨てです。

※各補助対象事業の要件は、7～16ページをご確認ください。

補助金の予算額

*****万円

※予算額は全ての補助対象事業への補助額を合計した総額であり、補助額が予算額に達した時点で補助金は終了になります。

補助対象者

次の要件をすべて満たす方です。

- ・佐野市の住民基本台帳に記録されている。
- ・佐野市の全ての市税に滞納がない。
- ・補助金の申請に係る住宅に自らが居住している。
- ・同一の補助対象事業について、すでに本補助金の交付の決定を受けていない。

補助対象経費

- ・ ZEH の新築又は購入に要する費用。
- ・ 設置する設備の本体、部材及び架台の購入並びにその設置に係る費用。
- ・ 改修の施工に要する費用。

申請できる期間

補助対象事業	申請できる期間
① ZEH の新築又は購入	住宅の工事が完了した日又は住宅の引渡しを受けた日から起算して1年以内。
② 太陽光発電設備の設置	設置が完了した日から起算して1年以内。
③ 蓄電池設備の設置	設置が完了した日から起算して1年以内。
④ 高断熱窓への改修	改修工事が完了した日から起算して1年以内。
⑤ HEMS の設置	設置が完了した日から起算して1年以内。
⑥ 電気自動車等充電設備の設置	設置が完了した日から起算して1年以内。

※例：完了日が R6.8.14 の場合、 R7.8.13 まで申請可能。

補助制度を利用する際の留意事項

- ・ 補助対象事業①と、②・③・④・⑤の併用はできません。
- ・ 補助対象事業②・③・④・⑤・⑥の申請は、初めて設置（④については初めて改修）した場合のみ申請できます。また、申請時に、居住する住宅に、常時互いに接続している太陽光発電設備及び蓄電池設備の両方が設置されている必要があります。
- ・ 太陽光発電で発電した電気を住宅で使用せず、全て売る契約をしているものは、対象外になります。

そのほか、申請にあたっては 21 ページ「佐野市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化支援補助金交付要綱」も必ずご一読ください。

提出書類

以下のものすべてをご提出ください。なお、申請書類の返却はできませんので、提出書類は必ずコピーを取り、控えとして保管してください。また、申請書類を記入するときは、摩擦熱によりインクの色が無色に変わる筆記用具を使用しないでください。

□ 補助金交付申請書(様式第1号)

□ 同意書(様式第2号)

※R7.4.1以降の日付と申請者本人による署名（または記名・押印）があること。（記名のみは不可。）

□ 住宅の位置図

※申請住宅の位置の周辺に目印となる建物等も含んだ地図になっていること。

□ 住宅の全景の写真

□ 太陽光発電設備及び蓄電池設備の配置図及び設置状況が確認できる写真（ZEHの新築又は購入の申請の場合は不要）

※太陽光発電設備の配置図は、屋根の平面図でパネルの枚数や配置がわかるようになっているもの。

※蓄電池設備の配置図は、住宅の平面図で蓄電池の位置がわかるようになっているもの。

※太陽光発電設備の写真は、住宅の全景の写真にパネルの大部分が写っていれば、別途用意する必要はなし。住宅の全景の写真にパネルが写っていない場合で、写真の用意が困難であれば、地図アプリ等でのパネルが写った航空写真を提出すること。

※蓄電池設備の写真は、通常は全体が映った写真のみで差し支えないが、蓄電池設備の設置の補助申請の場合は、蓄電池設備の全景写真に加えて、製品名及び型番が確認できる写真も提出すること。

□ 余剰電力の売買に係る契約書の写し（ZEHの新築又は購入の申請の場合は、再エネ設備の記載があるBELS評価書でも可）

例・東京電力パワーグリッド株式会社が発行する

「特定契約のご案内」や「接続契約のご案内」

・一般社団法人太陽光発電協会 JPEA 代行申請センターが発行する

「再生可能エネルギー発電事業計画の認定について(通知)」

・東京電力エナジーパートナー株式会社による

受付記載がある「電力受給契約(変更)申込書」 など

※契約日が昔の場合や契約書が電力会社から届かない場合は、直近においても余剰売電を契約している（発電電力の自家消費がある）ことがわかる次のいずれかの書類を提出すること。

- ・結線図の写し（太陽光発電設備が自家消費のための線につながっていることがわかり、住所・氏名の記載等から補助金申請者自宅の結線図であることがわかる、施工業者等が作成した書類であること。）
- ・電力管理システムのモニター画面写真等（発電電力を自家消費していることがわかるモニター画面写真と、そのモニターの製造番号の記載を含むモニターの写真と、その製造番号と補助金申請者の住所・氏名が記載されている保証書等の書類の写しの3点セット。）
- ・直近の売電明細書の写し（契約者住所・氏名、売電単価、売電期間が記載されているもの。）

□ 補助対象事業が完了した日が確認できる書類（工事完了引渡証明書（代表者印及び会社印が押印されたもの）の写し）

※ZEHの新築又は購入の申請の場合は、検査済証や登記簿でも可。

※工事完了引渡日の記載があり、その日が1年以内であること。

□ 領収書の写し又は当該経費を支払ったことが確認できる書類の写し（清算書の写し、振込先の記載がある請求書と振込票のセットの写しのうち、いずれかの書類）

※支払済み金額が契約書類等の金額と一致すること。

□ 補助対象事業ごとに必要な書類

※詳しくは7～16ページの各補助対象事業のページをご確認ください。

4. ZEHの新築又は購入について

補助要件

次のいずれにも該当するものです。

- (1) 国が定めたZEHの定量的要件※を満たすことが証明できる住宅であること。
- (2) 申請者が新築した住宅又は購入した新築の建売住宅であること。

※ZEHの定量的要件

【ZEH】

以下の①～④のすべてに適合した住宅

- ①ZEH強化外皮基準(地域区分1～8地域の平成28年省エネルギー基準(η AC値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、UA値[W/m²K] 1・2地域:0.40相当以下、3地域:0.50相当以下、4～7地域:0.60相当以下)
- ②再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減
- ③再生可能エネルギーを導入(容量不問)
- ④再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上の一次エネルギー消費量削減

【Nearly ZEH】

以下の①～④のすべてに適合した住宅

- ①ZEH強化外皮基準(地域区分1～8地域の平成28年省エネルギー基準(η AC値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、UA値[W/m²K] 1・2地域:0.40相当以下、3地域:0.50相当以下、4～7地域:0.60相当以下)
- ②再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減
- ③再生可能エネルギーを導入(容量不問)
- ④再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から75%以上、100%未満の一次エネルギー消費量削減

提出書類

以下のものすべてをご提出ください。なお、申請にはこのほか、すべての補助対象事業で共通して提出する書類もありますので、5～6ページ記載の提出書類も合わせてご提出ください。

□ BELS評価書の写し

※建築物の所在地が補助対象事業の住所及び住宅であることが確認でき、「ZEH マークに関する事項」の欄に『ZEH』又は『Nearly ZEH』と記載があること。

※上記記載のある BELS 評価書がない場合には、ZEHであることを証する書類の写し（例えば国の実施する戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業における交付決定通知書の写し等）を提出すること。

□ ZEHの新築に係る工事請負契約書の写し又は購入に係る売買契約書の写し

※途中で金額に変更が生じた場合には、すべての変更契約について、変更契約書の写しも提出すること。

※契約金額が領収書等の支払済み金額と一致すること。

※契約日、契約内容、契約者名が確認できること。契約書だけで製品の型番や経費の内訳などの契約詳細が十分にわからない場合、契約書に加えて、見積書、内訳書、明細書等の写しの提出も求めることがあります。

5. 太陽光発電設備の設置について

補助要件

次のいずれにも該当するものです。

- (1) 新品であること。
- (2) 蓄電池設備が設置されていること。

提出書類

以下のものすべてをご提出ください。なお、申請にはこのほか、すべての補助対象事業で共通して提出する書類もありますので、5～6ページ記載の提出書類も合わせてご提出ください。

□ 太陽光発電設備の設置に係る工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し

※途中で金額に変更が生じた場合には、すべての変更契約について、変更契約書の写しも提出すること。

※契約金額が領収書等の支払済み金額と一致すること。

※契約日、契約内容、契約者名が確認できること。契約書だけで製品の型番や経費の内訳などの契約詳細が十分にわからない場合、契約書に加えて、見積書、内訳書、明細書等の写しの提出も求めることがあります。

□ 設置した太陽光発電設備の総発電容量が確認できるカタログの写し

※製品の型番が記載されていること。

□ 設置した太陽光発電設備が新品であることが確認できる書類

例：保証書の写し又は出荷証明書(製造者が発行するもの)の写し

※製品の型番が記載されていること。

※保証書の場合、補償される者として補助金申請者の住所・氏名が記載されていること。

※出荷証明書の場合、その製品が補助金申請者の自宅に設置されることがわかる記載があること。

6. 蓄電池設備の設置について

補助要件

次のいずれにも該当するものです。

- (1) 新品であること。
- (2) 太陽光発電設備が設置されていること。

提出書類

以下のものすべてをご提出ください。なお、申請にはこのほか、すべての補助対象事業で共通して提出する書類もありますので、5～6ページ記載の提出書類も合わせてご提出ください。

□ 蓄電池設備の設置に係る工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し

※途中で金額に変更が生じた場合には、すべての変更契約について、変更契約書の写しも提出すること。

※契約金額が領収書等の支払済み金額と一致すること。

※契約日、契約内容、契約者名が確認できること。契約書だけで製品の型番や経費の内訳などの契約詳細が十分にわからない場合、契約書に加えて、見積書、内訳書、明細書等の写しの提出も求めることがあります。

□ 設置した蓄電池設備の総蓄電容量が確認できるカタログの写し

※製品の型番が記載されていること。

□ 設置した蓄電池設備が新品であることが確認できる書類

例：保証書の写し又は出荷証明書(製造者が発行するもの)の写し

※製品の型番が記載されていること。

※保証書の場合、補償される者として補助金申請者の住所・氏名が記載されていること。

※出荷証明書の場合、その製品が補助金申請者の自宅に設置されることがわかる記載があること。

7. 高断熱窓への改修について

補助要件

次のいずれにも該当するものです。

- (1) 既設窓の改修であること。
- (2) 次のいずれかの方法による改修であること。
 - ア 内窓の取付け
 - イ 外窓の交換
 - ウ ガラス交換、カバー工法※1 又は建具交換※2 によるガラスの交換
- (3) 本改修により、住宅にある全ての窓の熱貫流率 $2.33 \text{ W/m}^2 \cdot \text{K}$ 以下になること。
- (4) 高断熱窓への改修に要する資材が新品であること。
- (5) 太陽光発電設備及び蓄電池が設置されていること。

※1 既存窓枠を取り外さずに、その枠の上から別の窓を取り付ける工法。

※2 障子部分である建具及びガラスを一体として交換すること。

提出書類

以下のものすべてをご提出ください。なお、申請にはこのほか、すべての補助対象事業で共通して提出する書類もありますので、5～6ページ記載の提出書類も合わせてご提出ください。

□ 高断熱窓への改修に係る工事請負契約書の写し

※途中で金額に変更が生じた場合には、すべての変更契約について、変更契約書の写しも提出すること。

※契約金額が領収書等の支払済み金額と一致すること。

※契約日、契約内容、契約者名が確認できること。契約書だけで製品の型番や経費の内訳などの契約詳細が十分にわからない場合、契約書に加えて、見積書、内訳書、明細書等の写しの提出も求めることがあります。

□ 改修した高断熱窓の全景、製品名及び型番が確認できる写真

□ 住宅全ての窓の位置が確認できる平面図及び立面図

□ 住宅全ての窓の熱貫流率が確認できるカタログの写し

例：性能証明書など

※熱貫流率が $2.33\text{W}/\text{m}^2 \cdot \text{K}$ 以下であることが確認できること。

※製品の型番が記載されていること。

※改修した窓だけでなく、既存の窓のカタログも用意してください。

□ 高断熱窓への改修に要した資材が新品であることが確認できる書類

例：保証書の写し又は出荷証明書（製造者が発行するもの）の写し

※製品の型番が記載されていること。

※保証書の場合、補償される者として補助金申請者の住所・氏名が記載されていること。

※出荷証明書の場合、その製品が補助金申請者の自宅に設置されることがわかる記載があること。

8. HEMS の設置について

補助要件

次のいずれにも該当するものです。

- (1) 一般社団法人エコーネットコンソーシアムが定める「E C H O N E T L i t e」規格の認証登録番号を取得しているものであること。
- (2) 電力使用量を1時間以内の単位で1月以上、1日以内の単位で13月以上のデータを蓄積できるものであること。
- (3) 新品であること。
- (4) 太陽光発電設備及び蓄電池設備が設置されていること。

提出書類

以下のものすべてをご提出ください。なお、申請にはこのほか、すべての補助対象事業で共通して提出する書類もありますので、5～6ページ記載の提出書類も合わせてご提出ください。

□ HEMSの設置に係る工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し

※途中で金額に変更が生じた場合には、すべての変更契約について、変更契約書の写しも提出すること。

※契約金額が領収書等の支払済み金額と一致すること。

※契約日、契約内容、契約者名が確認できること。契約書だけで製品の型番や経費の内訳などの契約詳細が十分にわからない場合、契約書に加えて、見積書、内訳書、明細書等の写しの提出も求めることがあります。

□ 設置したHEMSの全景、製品名及び型番が確認できる写真

□ HEMSを設置した位置が確認できる平面図

□ 設置したHEMSのカatalogの写し

※製品の型番が記載されていること。

□ 設置したHEMSが新品であることが確認できる書類

例：保証書の写し又は出荷証明書（製造者が発行するもの）の写し

※製品の型番が記載されていること。

※保証書の場合、補償される者として補助金申請者の住所・氏名が記載されていること。

※出荷証明書の場合、その製品が補助金申請者の自宅に設置されることがわかる記載があること。

9. 電気自動車等充電設備の設置について

補助要件

次のいずれにも該当するものです。

- (1) 住宅に設置されたものであること。
- (2) V 2 Hを設置する場合は、V 2 H専用ブレーカーを設置していること。
- (3) V 2 Hを除く電気自動車等充電設備を設置する場合は、分電盤に専用の分岐回路（専用回路）を設置していること及びテストボタンが付いた「分岐回路用漏電ブレーカー」を設置していること。
- (4) 新品であること。
- (5) 太陽光発電設備及び蓄電池設備が設置されていること。

提出書類

以下のものすべてをご提出ください。なお、申請にはこのほか、すべての補助対象事業で共通して提出する書類もありますので、5～6ページ記載の提出書類も合わせてご提出ください。

□ 電気自動車等充電設備の設置に係る工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し

※途中で金額に変更が生じた場合には、すべての変更契約について、変更契約書の写しも提出すること。

※契約金額が領収書等の支払済み金額と一致すること。

※契約日、契約内容、契約者名が確認できること。契約書だけで製品の型番や経費の内訳などの契約詳細が十分にわからない場合、契約書に加えて、見積書、内訳書、明細書等の写しの提出も求めることがあります。

□ 設置した電気自動車等充電設備の全景、製品名及び型番が確認できる写真

□ 電気自動車等充電設備を設置した位置が確認できる平面図又は立面図

□ 設置した電気自動車等充電設備のカatalogの写し

※製品の型番が記載されていること。

□ 設置した電気自動車等充電設備が新品であることが確認できる書類

例：保証書の写し又は出荷証明書（製造者が発行するもの）の写し

※製品の型番が記載されていること。

※保証書の場合、補償される者として補助金申請者の住所・氏名が記載されていること。

※出荷証明書の場合、その製品が補助金申請者の自宅に設置されることがわかる記載があること。

10. Q & A

申請回数・併用について

	Q	A
1	この補助金を複数回受けることはできますか。	同一の補助対象事業に対する補助金を複数回受けることはできません。 しかし、別の補助対象事業に対する補助金であれば受けることができます。 例えば、一度H E M S の設置に対する補助金を受けた方は、もう一度H E M S の設置に対する補助金の交付は受けられませんが、電気自動車等充電設備の設置に対する補助金の交付を受けることはできます。
2	複数の補助対象事業に対する補助の併用はできますか。	可能です。 ただし、ZEHの新築又は購入 と併用できるのは、電気自動車等充電設備の設置のみです。 Z E Hの新築又は購入 以外の組合せについては、併用の組合せに制限はありません。
3	国の補助金との併用はできますか。	できます。
4	この補助金は、住宅取得に関する他の補助制度との併用はできますか。	できます。

補助対象について

	Q	A
1	補助対象事業を実施する際、中古やリースで取得する場合は補助の対象になりますか。	補助の対象とはなりません。全ての補助対象事業において、新品であることが補助の条件です。
2	住宅を改築し、Z E Hの定義を満たす住宅になりました。Z E Hに対する補助の対象になりますか。	補助の対象とはなりません。補助の対象となるのは、Z E H住宅を新築した場合、又は、新築の建売のZ E H住宅を購入した場合のみとなります。 ただし、改築により新規に設備の設置等を行った場合は、3 ページ記載の補助対象事業②～⑥の申請をすることが可能です。
3	建設されてから1年を経過した建売のZEH住宅を購入しました。 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」における新築住宅ではありませんが、補助の対象となりますか。	未入居の建売のZEH住宅であれば、補助の対象といたします。 引渡しを受けた日から起算して1年以内が申請できる期間となります。 場合によっては、当該住宅が未入居であることの証明書(家屋未使用証明書等)の提出をお願いすることがあります。
4	10kW以上の出力の太陽光発電設備を設置する予定ですが、補助対象になりますか。	蓄電池設備が住宅に設置されており、かつ、当該太陽光発電設備で発電した電気を自家消費するものであれば、補助対象になります。 そのため、10kW以上の設置の場合は、太陽光発電設備で発電した電気が自宅で使用できる状態になっていることが分かる結線図などを添付してください。
5	H E M S は自動制御システムが搭載されていることが必須ですか。	必須ではありません。 要件については、13ページの「8. H E M S の設置について」をご参照ください。

申請方法・書類について

	Q	A
1	郵送での申請はできますか。	可としますが、以下のことにご留意ください。 (1) 封筒の表に「佐野市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化支援補助金申請書在中」と明記のうえ、ご郵送ください。 (2) 郵送により到達した申請書は、到達日の窓口受付終了後に受け付けます。 (3) 書類不備があるなどの場合は、返送させていただくことがございますので、返送用封筒を同封してください。
2	住民票や納税証明書は必要ですか。	同意書に申請者本人による署名（または記名・押印）があれば不要（記名のみは不可）です。原則、同意書の提出をお願いしています。 どうしても同意書の提出が難しい場合は、申請者の住民票と、過去5年度分の納税証明書の提出をお願いします。なお、住民票と納税証明書の発行には発行手数料がかかります。
3	施工業者が展開するキャンペーン等により、契約金額と、実際に支払いをした金額に差額があります。どのような書類が必要になりますか。	当該キャンペーン等の内容が分かる書類、及び、当該差額がどのように処理されているかが分かる書類を、契約書及び領収書に加えてご用意ください。ご用意いただく書類で契約金額と支払金額が一致することが分かるようにしてください。

	Q	A
4	余剰電力の売買に係る契約書の写しとは、例えばどんなものが該当しますか。	例えば、電力会社が発行する「接続契約のご案内」が該当します(出力 10 kW 未満の場合に限る)。 当該書類は、全量売電でないことを証明するために添付いただく書類ですので、上記例以外についてもこのことが証明できる書類であれば可とします。 10kW 以上の設置の場合は、太陽光発電設備で発電した電気が自宅で使用できる状態になっていることが分かる結線図などを添付してください。
5	FIT 制度における売電期間が終了しており、電力会社と契約した電力の売買に係る契約書の写しでは、余剰売電であることが証明できません。 どうしたらいいですか。	一般社団法人 太陽光発電協会 JPEA 代行申請センター発行の、「再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定の証明について」という書類を合わせてご提出ください。 こちらをもって、現在も余剰売電が行われているかを確認させていただきます。
6	当初契約を結んだ後、変更契約を結んだ場合は、どちらの契約書の写しを提出すればいいですか？	全ての契約書（当初契約書及び変更契約書）の写しをご提出ください。また、提出いただく契約書の金額と支払い金額が一致することを確認いたします。

11. 佐野市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本市における温室効果ガスの排出削減を推進するため、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化の取組を行った者に対し、市が予算の範囲内で交付するネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化支援補助金（以下「補助金」という。）については、佐野市補助金等交付規則（平成17年佐野市規則第60号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス 外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅をいう。
- (2) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを新築し、又は購入すること及び自己が居住する住宅（賃貸住宅及び集合住宅を除く。以下同じ。）に省エネルギー性能の向上に資する設備を設置し、又は改修することをいう。
- (3) 太陽光発電設備 蓄電池設備と常時接続し、太陽電池により太陽光を電気に変換する設備及びこれに附属する設備であって、住宅の家電製品に給電することを主な目的とするものをいう。
- (4) 蓄電池設備 太陽光発電設備と常時接続し、電力の充電及び給電ができる蓄電池及び電力変換装置により構成する設備をいう。
- (5) HEMS 住宅の電力の使用量、発電量等を自動で計測し、モニター画面等で確認できる機能を有するシステムをいう。
- (6) 高断熱窓 熱貫流率が $2.33\text{W}/\text{m}^2 \cdot \text{K}$ 以下の窓をいう。
- (7) 電気自動車等 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証において燃料の種類が「電気」又は「ガソリン・電気」と記載されているものをいう。
- (8) V2H 電気自動車等と住宅の間で充電及び給電をすることができる設備をいう。
- (9) 電気自動車等充電設備 電気自動車等に充電をすることができる設備及びV2Hをいう。
- (10) BELS 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第33条の2第2項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和5年国土交通省告示第970号）に定められた第三者による評価を受けた建築物省エネルギー性能表示制度をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、別表第1の左欄に掲げる区分ごとに同表右欄に掲げる要件に該当する事業とする。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付の対象者となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 佐野市税条例(平成17年佐野市条例第63号)、佐野市都市計画税条例(平成17年佐野市条例第64号)又は佐野市国民健康保険税条例(平成17年佐野市条例第65号)の規定により課された全ての市税(以下「市税」という。)を滞納していないこと。
- (3) 補助金の申請に係る住宅に自らが居住していること。
- (4) 同一の補助対象事業について、既にこの告示による補助金の交付の決定を受けていないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる費用とする。

- (1) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの新築又は購入に要する費用
- (2) 設置する設備の本体、部材及び架台の購入並びにその設置に係る費用
- (3) 改修の施工に要する費用

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表第2の左欄に掲げる補助対象事業の区分ごとに同表右欄に掲げる額又は同欄に掲げる計算方法により算出した額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- 2 前項の場合において、太陽光発電設備若しくは蓄電池設備の設置又は高断熱窓への改修については、別表第2の右欄に掲げる金額を上限とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化支援補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 同意書又は住民票の写し及び市長が発行した納税証明書
- (2) 申請に係る住宅の位置図
- (3) 申請に係る住宅の全景の写真
- (4) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの新築又は購入を除く補助対象事業に係る補助金の交付の申請をする場合は、太陽光発電設備及び蓄電池設備の配置図及び設置状況が確認できる写真
- (5) 余剰電力を電力会社に売電する場合は、電力会社と契約した電力の売買に係る契約書の写し

- (6) 補助対象事業が完了した日が確認できる書類（工事請負者又は販売者が作成した書類にあっては、代表者印及び会社印が押印されたものに限る。）
 - (7) 補助対象事業に係る領収書の写し又は申請者が当該経費を支払ったことが確認できる書類の写し
 - (8) 別表第3の左欄に掲げる補助対象事業の区分ごとに同表右欄に掲げる書類
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
- 2 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの新築又は購入に係る補助金の交付の申請をする場合は、同一の住宅に係る太陽光発電設備、蓄電池設備若しくはHEMSの設置又は高断熱窓への改修に係る補助金の交付の申請をすることはできない。
- 3 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの新築又は購入を除く補助対象事業に係る補助金の交付の申請を行う場合は、当該補助対象事業が新規に行われたものでなければならない。
- 4 第1項の規定による申請は、補助対象事業が完了した日から起算して1年以内に行わなければならない。ただし、電気自動車等充電設備が設置されたネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを購入する場合は、当該電気自動車等充電設備の設置に係る申請については、当該ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを購入した日から起算して1年以内において行うことができる。
- (交付の決定)
- 第8条** 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときはネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化支援補助金交付決定通知書により、補助金の交付をしないことと決定したときはネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化支援補助金交付申請棄却通知書により申請者に通知する。
- (補助金の交付)
- 第9条** 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに、当該決定を受けた者の指定する金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。
- (決定の取消し)
- 第10条** 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により第8条の規定による補助金の交付の決定を受けたと認めるときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (補助金の返還)
- 第11条** 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、偽りその他不正の手段により交付を受けた補助金の全部又は一部を返還させるものとする。
- (書類の様式)
- 第12条** この告示の規定により必要とする書類の様式は、市長が別に定める。
- (その他)
- 第13条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和４年10月７日から施行する。

附 則（令和６年３月25日告示第82号）

（施行期日）

１ この告示は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ この告示による改正後の佐野市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化支援補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請する補助金について適用し、同日前に申請した補助金については、なお従前の例による。

別表第１（第３条関係）

補助対象事業	補助の要件
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの新築又は購入	次のいずれにも該当すること。 （１） 国が定めたネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの定量的要件を満たしている住宅であること。 （２） 申請者が新築した住宅又は購入した住宅（新築であるものに限る。）であること。
太陽光発電設備の設置	次のいずれにも該当すること。 （１） 新品であること。 （２） 蓄電池設備が設置されていること。
蓄電池設備の設置	次のいずれにも該当すること。 （１） 新品であること。 （２） 太陽光発電設備が設置されていること。
高断熱窓への改修	次のいずれにも該当すること。 （１） 既設窓の改修であること。 （２） 次のいずれかの方法による改修であること。 ア 内窓の取付け イ 外窓の交換 ウ ガラス交換、カバー工法（既存窓枠を取り外さずに、その枠の上から別の窓を取り付ける工法をいう。）又は建具交換（障子部分である建具及びガラスを一体として交換することをいう。）によるガラスの交換 （３） 改修により、住宅の全ての窓の熱貫流率が $2.33\text{W}/\text{m}^2 \cdot \text{K}$ 以下になること。 （４） 高断熱窓への改修に要する資材が新品であること。 （５） 太陽光発電設備及び蓄電池設備が設置されていること。

HEMS の設置	次のいずれにも該当すること。 (1) 一般社団法人エコーネットコンソーシアムが定める「E C H O N E T L i t e」規格の認証登録番号を取得しているものであること。 (2) 電力使用量を1時間以内の間隔で計測し、1時間以内の単位で1月以上、1日以内の単位で13月以上のデータを蓄積できるものであること。 (3) 新品であること。 (4) 太陽光発電設備及び蓄電池設備が設置されていること。
電気自動車等充電設備の設置	次のいずれにも該当するもの (1) 住宅に設置されたものであること。 (2) V 2 Hを設置する場合は、V 2 H専用ブレーカーを設置していること。 (3) V 2 Hを除く電気自動車等充電設備を設置する場合は、分電盤に専用の分岐回路を設置していること及びテストボタンが付いた分岐回路用漏電ブレーカーを設置していること。 (4) 新品であること。 (5) 太陽光発電設備及び蓄電池設備が設置されていること。

別表第2（第6条関係）

補助対象事業	補助金の額
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの新築又は購入	400,000円
太陽光発電設備の設置	設置する太陽電池の最大出力（モジュールの公称最大出力の合計値をいう。）に10,000円を乗じて得た額。ただし、90,000円を上限とする。
蓄電池設備の設置	蓄電容量に20,000円を乗じて得た額。ただし、100,000円を上限とする。
高断熱窓への改修	改修に要した費用の3分の1の額。ただし、200,000円を上限とする。
HEMS の設置	10,000円
電気自動車等充電設備の設置	50,000円

別表第3（第7条関係）

補助対象事業	添付書類
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの新築又は購入	(1) B E L S 評価書の写し又はネット・ゼロ・エネルギー・ハウスであることを証する書類の写し (2) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの新築に係る工事請負契約書の写し又は購入に係る売買契約書の写し
太陽光発電設備の設置	(1) 太陽光発電設備の設置に係る工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し (2) 設置した太陽光発電設備の総発電容量が確認できるカタログの写し (3) 新品であることが確認できる書類
蓄電池設備の設置	(1) 蓄電池設備の設置に係る工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し (2) 設置した蓄電池設備の総蓄電容量が確認できるカタログの写し (3) 新品であることが確認できる書類
高断熱窓への改修	(1) 高断熱窓への改修に係る工事請負契約書の写し。ただし、当該契約書に経費の内訳が明記されていない場合は、見積書その他の経費の内訳が確認できる書類の写し (2) 改修した高断熱窓の全景、製品名及び型番が確認できる写真 (3) 住宅全ての窓の位置が確認できる平面図及び立面図 (4) 住宅全ての窓の熱貫流率が確認できるカタログの写し (5) 高断熱窓への改修に要した資材が新品であることが確認できる書類
H E M S の設置	(1) H E M S の設置に係る工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し (2) 設置したH E M S の全景、製品名及び型番が確認できる写真 (3) H E M S を設置した位置が確認できる平面図 (4) 設置したH E M S のカタログの写し (5) 新品であることが確認できる書類
電気自動車等充電設備の設置	(1) 電気自動車等充電設備の設置に係る工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し (2) 設置した電気自動車等充電設備の全景、製品名及び型番が確認できる写真 (3) 電気自動車等充電設備を設置した位置が確認できる平面図又は立面図 (4) 設置した電気自動車等充電設備のカタログの写し (5) 新品であることが確認できる書類

問合せ先

3 2 7 - 8 5 0 1

佐野市高砂町1番地

佐野市 市民生活部 気候変動対策課 気候変動対策係

TEL : 0283-85-7302

FAX : 0283-20-3046

mail : kikouhendou@city.sano.lg.jp

※月曜日から金曜日(祝休日を除く)の
午前8時30分から午後5時15分まで

※様式等は、市ホームページから
ダウンロードすることができます。 →

